

産廃上手シリーズ利用規約

産廃上手シリーズご利用の申込みを行う前に必ず本規約をお読みいただき、本規約の各条項にご同意の上、お申込みください。

第1章 総則

第1条(規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下「当社」といいます)は、当社が提供する第13条記載の「産廃上手シリーズ」(以下「本サービス」といいます)に関し、本サービスを利用する者(以下「契約者」といいます)に対し、以下のとおり利用規約(以下「本規約」といいます)を定めます。

第2条(本規約の範囲および変更)

本規約は、本サービスの利用に関し、当社および契約者に適用します。第4条(利用契約の申込み)および第5条(利用契約の成立)で規定する利用契約が成立後、当社および契約者は誠実に本規約を遵守する責務が発生します。

2. 当社が別途規定する本サービスに関する個別規定および当社が随時、契約者に通知する注意事項、取扱規則その他の規約(以下「追加規定」といいます)もまた本規約の一部を構成するものとし、本規約、個別規定および追加規定の内容が異なる場合には、追加規定が他の規定に優先して適用されるものとし、次に個別規定、本規約の順で適用されるものとします。

3. 当社は本規約の変更が、契約した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、民法第548条の4の規定により本規約の変更をすることができるものとします。

第3条(通知の方法および同意の方法)

当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、電子メール、本サービス上の一般掲示、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、契約者の電子メールアドレス宛に発信し、契約者の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって、契約者への通知が完了したものとします。また、契約者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、契約者がそのサーバーに配信された電子メールを画面上に表示し、内容を熟読して、確認することをいいます。

3. 本条第1項の通知が本サービス上の一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービス上に掲示され、契約者が本サービスにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって、契約者への通知が完了したものとみなします。

4. 本条第2項または第3項に定める通知の完了をもって、通知内容の効力が生じるものとします。

第 2 章 利用契約の締結等

第 4 条(利用契約の申込み)

本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約を承諾していただいた上で、当社が別途指定する所定の手続きに従って、申込者が利用契約当事者として利用契約の締結を申し込みます。

第 5 条(利用契約の成立)

申込者には、本規約に拘束されることを承諾していただきます。申込者は、利用契約の申込みにあたっては、当社指定の様式に必要な事項をご記入の上、当社宛ご提出していただきます。利用契約は、当社が第 4 条(利用契約の申込み)に規定する利用契約の申込みを承認し、登録が完了した日(以下「登録日」といいます。)に成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定により利用申込みを承認し、登録が完了した場合は、契約者に対し、サービス開始日、申込内容ならびにログイン名、パスワードを明記したサービス開始確認書を文書で通知します。

3. 当社は、本サービス利用申込みに対し、当社指定の審査機関をとおして審査を行うことがあります。審査結果により、利用契約の申込みをお受けできないことがあります。

4. 当社は、以下の項目に該当する場合、利用契約を締結しない場合があります。

(1) 申込者が日本国外に居住する場合。

(2) 申込に係る本サービスの提供または本サービスに係る装置の保守が技術上困難な場合。

(3) 申込者について、過去に本規約違反等により、契約の解約または本サービスの提供の停止が行われている場合。

(4) 申込内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。

(5) 申込者が指定した預金口座について、金融機関または名義人による利用停止処分等を含むその他の事由により、利用料金の決済手段として利用できないことが判明した場合。

(6) 申込者が仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始等の申立をし、またはこれらの申立を受けている場合。

(7) 申込者が手形交換所の取引停止処分を受けている場合、その他支払停止の状況にある場合。

(8) 申込者が公租公課の滞納処分を受けている場合。

(9) その他当社が、申込者との契約締結を適当でないと判断した場合。

5. 本条第 3 項または第 4 項により、当社が本サービスの利用契約を締結しない場合は、当社は、申込者に対しその旨を通知します。申込者はこれに対して異義を申し出ることはできません。当社は、利用契約を締結しない理由を明らかにする義務を負いません。

第 6 条(利用前の準備)

契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアまたは電話利用契約等を準備するものとします。

2. 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な電気通信事業者およびインターネット接続業者と契約するものとし、当社は、電気通信事業者およびインターネット接続業者の

責めに帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、一切責任を負いません。

3. 当社は、本サービスの利用のために必要な、または適したハードウェアもしくはソフトウェアを指定することがあります。この場合において、契約者がそれ以外のハードウェアまたはソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。契約者が、当社の指定するハードウェアまたはソフトウェア以外のものを用いたために、当社が提供するサービスを受けられないことがあっても、当社は一切責任を負わないものとします。

4. 契約者は、本サービスを利用するために他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、經由するすべてのネットワークの規則およびそれらの国の法令に従う義務を有するものとします。

第 7 条(契約者の地位の承継)

法人の合併、事業譲渡等により契約者の地位を承継した者は、速やかに所定の変更届を当社に提出するものとします。

2. 前項の規定により、変更届が提出されても、契約者の地位を承継した者について、第 5 条(利用契約の成立)第 3 項または第 4 項に該当する場合は、当社は、当該地位の承継を認めない場合があります。この場合、当社は、その者に対して通知することにより、利用契約を解約することができます。

第 8 条(契約者権利の譲渡制限)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなしに、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

第 9 条 (当社の地位の承継、譲渡)

当社は合併、事業譲渡等の理由により、本規約上の地位を第三者に承継させる必要が生じた場合において、契約者に対して書面による通知をすることにより、本規約上の地位を当該第三者に承継させることができます。

第 10 条(契約内容の変更)

契約者は、住所、契約者名、支払口座、その他利用申込みにおいて届け出た内容に変更があった場合には、直ちに所定の変更届を当社に行うものとします。

2. 前項の届出を怠ったことにより、本サービスの利用が出来ないなど、契約者または第三者に生じる損害について、当社は何ら責任を負うものではありません。

3. 契約者は、本条第 1 項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを、予め異議なく承認するものとします。

第 11 条(契約者による解約)

契約者が利用契約の解約を希望する場合は、当社が指定する所定の手続きにより届け出いただくこととします。契約者から届出があった場合、当該届出が当社に到達した日の属する月の翌月末日をもって解約とします。届出当月の解約、月の途中での解約はできません。

2. 解約時までの本サービス利用により発生したすべての債務は解約後も存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。また、当社は既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないととも

に、解約に伴って、契約者が当社に対して、何らかの請求権を取得することは一切ありません。

第 12 条(当社による解約)

当社は、第 27 条(サービス提供の停止)各号のいずれかに該当する場合、同条に定めるサービス提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解約することができるものとします。

2. 前項により解約となった場合、解約時までの本サービス利用により発生したすべての債務は解約後も存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、解約に伴って、契約者が当社に対して、何らかの請求権を取得することは一切ありません。

第 3 章 サービス

第 13 条(提供するサービス)

当社が、契約者に提供する本サービス「産廃上手シリーズ」は、廃棄物の収集運搬の積込み荷降し時に位置情報や処理の状況を全地球測位システム(GPS)やデジタルデータとして記録・保存し、インターネットを通じて契約者(排出事業者、収集運搬業者および処分業者)が共通のデータとして、電子マニフェストと連動し、管理することにより廃棄物処理の適正化に資するものです。

2. 本サービスは、当社または当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器(以下「サービス用設備」といいます)内に、契約者データ(以下「データ」といいます)の電氣的な保管空間を、本サービス利用のために契約者に貸し出すとともに、当社が当該サービス利用設備の設定および接続環境を保守・管理し、当該サービス用設備機能の使用権を契約者に付与するサービスです。

3. サービス用設備内に保管されるデータの保管期間は、別に定めます。

4. 本サービスの提供区域は、当社が別に定めるサービスの利用地域とします。

第 4 章 利用料金等

第 14 条(利用料金等)

本サービスの利用料金および関連費用(以下「料金等」といいます)は、別に定める次の項目からなります。

(1) 加入料

契約者が本サービスを受けるにあたって支払う一時金です。

(2) サービス利用料

契約者が本サービスの利用対価として支払う費用です。

2. サービス利用料金のうち、月額または年額の定額料金を値上げする場合は、当社は契約者に対し 30 日以上の事前通知を出すことにより、改定できるものとします。

3. 本条第 2 項により当社が変更したサービス利用料金に関し、契約者は、自らの責任において、サービス利用料金の変更を確認する義務を有するものとします。

第 15 条(利用料金等の支払い)

契約者は、当社に対し、第 14 条(利用料金等)に規定した本サービスの利用にかかる加入料、サービス利用料を、当社が指定する支払方法のうち、契約者が申込時に指定した方法により支払うものとします。

2. 契約者は、決済方法として預金口座振替(以下「口座振替」といいます)を利用する場合には、契約者が指定する金融機関に対し、口座振替を依頼する契約を申し込むものとします。契約者は、当社が別途定める口座振替事務にかかる手数料(以下「口座振替事務手数料」といいます)を負担することとします。当社は、口座振替事務手数料をサービス利用料に合算して請求するものとし、契約者は、当該請求に基づき支払うものとします。

3. 契約者は、決済方法として請求書払を利用する場合には、当社が利用契約の成立後発行する請求書に従い、当社が指定する期日までに、当社が別途指定する方法により支払うものとします。なお、支払の際に振込手数料等を要する場合は、契約者が負担するものとします。

4. 契約者は第5条(利用契約の成立)により通知を受けたサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うものとします。ただし、第26条(サービス提供の中止・中断)第1項の場合、その他当社の責めに帰すべき事由によりサービスが利用できなかった場合は、この限りではありません。

5. 契約者は、本条第 1 項、第 2 項および第 3 項の規定により利用料金等を支払う場合には、別途定める方法により、契約者に代わる者(以下「支払代行者」といいます)を指定できるものとします。

なお、契約者は、支払い代行者の不払いまたは支払い遅延等の行為について一切の責任を負うものとします。

6. 契約者は、本条第 5 項の規定による支払代行者を変更または取消す場合は、別に定める方法によりすみやかに当社に申し出るものとします。

なお、申し出がなかったことで契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 16 条(消費税等)

契約者は、本サービスの提供にかかる消費税相当額を負担するものとします。

2. 消費税相当額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てます。

第 17 条(延滞利息等)

契約者は、支払期日までに請求代金を支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日まで、年 14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該請求代金の債務とあわせて支払うものとします。

第 5 章 契約者の義務等

第 18 条(使用者)

契約者は、本サービスを契約者の役員・従業員(正社員だけでなく、短時間性特別社員、臨時雇、嘱託、派遣作業員、特別臨時作業員を含みます)(以下、役員・従業員を総称して「サービス使用者」といいます)

す)に使用させる場合、本規約に定める契約者の義務をサービス使用者に遵守させる他、サービス使用者の行為についても当社に対して責任を負うものとします。

第 19 条(ログイン名、パスワードの管理)

契約者は、当社から発行されたログイン名およびパスワードを自らの責任で管理するものとし、その管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって損害が発生したとしても、契約者がその責任を負い、当社は、一切責任を負いません。契約者は、ログイン名およびパスワード管理に関し、以下の義務を負うものとします。

- (1)契約者は、第 18 条に規定する「サービス使用者」に使用させる場合を除いて、ログイン名およびパスワードを第三者に使用させてはなりません。また、貸与、名義変更、譲渡、質入等をしてはならないものとします。
- (2)契約者は、ログイン名またはパスワードが分からなくなった場合、速やかに当社に届け出るものとします。当社は、ログイン名およびパスワードを再送します。
- (3)契約者は、ログイン名およびパスワードを秘密に保持するものとします。
- (4)契約者は、ログイン名もしくはパスワードを漏洩したことを知った場合または第三者に使用されたことを知った場合には、直ちに当社に、その旨を通知するものとし、当社の指示に従うものとします。

第 20 条(情報の取扱等)

契約者は、自己のデータ領域(データ保管空間)内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2. 契約者は、自己のデータ領域(データ保管空間)に関する紛争または自己の使用するアカウントに関する紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社またはその他の第三者に何らの被害・損害も発生させないこととします。万一、これらの紛争等により、当社またはその他の第三者に何らかの被害・損害を発生させた場合は、契約者はその被害・損害について、賠償する等一切の責任を負うこととします。
3. 当社は、契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用して受信または送信する情報について、本サービス用設備の故障等による情報の消失を防止するための措置を、自己の責任と負担においてとるものとします。

第 21 条(禁止事項)

契約者は本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者または当社の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為またはこれらの権利を侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者または当社の財産もしくはプライバシー等を侵害する行為またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- (3) 第三者または当社に不利益や損害を与える行為またはそのおそれのある行為。
- (4) わいせつ、賭博、暴力、残虐などの情報を発信、送信、仲介、受信するなどの公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為。

- (5) 犯罪行為、犯罪行為を助長するような行為またはそれらのおそれのある行為。
- (6) 第三者または当社の名誉、信用を毀損しまたは誹謗中傷する行為またはそのおそれのある行為。
- (7) 性的、民族的、人種的その他の差別を助長するような行為またはそのおそれのある行為。
- (8) 有害プログラムを含んだ情報、偽造、虚偽もしくは詐欺的情報、公職選挙法に違反する情報を発信、送信、仲介、受信する行為またはそのおそれのある行為。
- (9) ログイン名、パスワードを不正に使用する行為。
- (10) その他法令に違反する行為またはそのおそれのある行為。
- (11) 本サービスの運営もしくは当社の業務を妨げまたは妨げるおそれのある行為。
- (12) 本サービスを本来の目的外で利用する行為。
- (13) その他当社が不適切と判断する行為。

第22条(自己責任の原則)

契約者は、第21条(禁止事項)各号に該当する契約者の行為によって、当社または第三者に損害が生じた場合、損害賠償等一切の責任を負うものとします。

2. 前項の規定は、契約者が、契約者としての資格を喪失した後であっても、同様とします。

第6章 当社の義務等

第23条(サービスに必要な設備の維持管理)

当社は、本サービスに必要なサービス用設備を維持管理する責任を負います。ただし、何らかの理由でサービスの提供に障害が発生した場合(第26条(サービスの提供の中止・中断)第1項第2号に該当する場合を含みます)、可及的速やかに克服するための処置をとることをもって、障害発生およびサービスの中断における当社の責任の全てとします。

第24条(ユーザ情報の保護)

当社は、契約者が利用申込みを行った際に当社が知り得た情報または契約者が本サービスを利用する過程において当社が知り得た情報(通信の秘密を含みます)に関し、本サービスの提供に直接従事する当社従業員(嘱託、派遣社員、アルバイト等を含みます)以外の第三者に開示または漏洩しないよう適切に管理します。

2. 前項の規定は、第38条(当社による編集・出版)の場合は、除外されるものとします。

3. 当社は、法令に基づく場合または行政機関から開示を求められた場合は、本条第1項に規定する情報を第三者に開示することがあります。

4. 当社は、当社と守秘義務契約を締結している自治体に対し、電子マニフェスト及び本システムの利用状況についての統計資料作成のため、ご契約者様の法人名、契約区分(排出事業者、収集運搬業者、処分業者)、所在地、利用開始月、本システムでのマニフェスト発行数についての情報を提供いたします。なお、ご契約者様からの申出があった場合、当社は当該情報の自治体への提供をすみやかに停止するものとします。

第7章 利用の制限、中止、停止、廃止等

第 25 条(通信利用の制限)

契約者は、当社の本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為をしてはならないものとします。このような行為があったときには、当社は契約者の本サービスの利用を制限することがある他、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

第 26 条(サービス提供の中止・中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止・中断することがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社の本サービス用設備に障害が発生したとき。
 - (3) 電気通信事業者または当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
2. 当社は、前項 1 号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、その 14 日前までにその旨を契約者に対し、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急の場合または前項 2 号もしくは 3 号に該当する場合においては、この限りではありません。
3. 当社は、本サービスの中止・中断などの発生により、契約者または第三者が被った損害について、本規約で特に定める場合を除き、責任を負わないものとします。

第 27 条(サービス提供の停止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 契約者が、日本国外に居住することが判明したとき。
- (2) 契約者が、本サービスの料金または遅延損害金等の支払を遅延したとき。
- (3) 申込にあたって虚偽の事項が申告されたことが判明したとき。
- (4) 申込者が指定した預金口座について、金融機関または名義人による利用停止処分等を含むその他の事由により、利用料金の決済手段として利用できないことが判明したとき。
- (5) 契約者が第 21 条(禁止事項)の規定に違反したと当社が判断したとき。
- (6) 契約者が手形交換所の取引停止処分を受けている場合、その他支払停止の状態に陥ったとき。
- (7) 契約者が、仮差押、差押、競売、民事再生手続開始、破産手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始等の申立をし、またはこれらの申立を受けたとき。
- (8) 契約者またはその役員・従業員もしくは代理人等の関係者が、日本もしくは他国の法令に反する行為を行ったときまたは過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき。
- (9) 契約者またはその役員・従業員もしくは代理人等の関係者が、暴力団等の公序良俗に反しまたは反するおそれのある団体・組織に該当、所属、関係し、あるいは過去においてそれらの団体・組織に該当、所属、関係していることが判明したとき。
- (10) 契約者が第三者に対して不当要求行為もしくは迷惑行為を行ったときまたは契約者の不当要求行為もしくは迷惑行為について第三者から当社に対して抗議があったとき。
- (11) 契約者が公租公課の滞納処分を受けていることが判明したとき。
- (12) 前各号に掲げる事項の他、契約者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行もしくは当社の

電気通信設備に支障を及ぼしたときまたは及ぼすおそれのあるとき。

(13)前各号の場合に準じる場合であると当社が判断したとき。

(14)その他契約者が本規約に違反したとき。

(15)その他契約者として不適切であると当社が契約者について判断したとき。

2. 前項の規定により本サービスの利用が停止された場合であっても、本サービス利用停止期間を含めサービス利用料金は課されるものとします。

第 28 条(サービスの廃止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

(1)廃止日の 90 日前までに契約者に通知した場合。

(2)天災地変等不可抗力により本サービスを提供できなくなった場合。

2. 前項に規定する廃止日は、いずれの場合も当社が決定し、契約者に事前に通知する場合は、当社が契約者に通知し、契約者が通知を受け取ると想定できる合理的期間を除き 90 日とします。また、天災地変等不可抗力による場合は、事後、契約者に通知するものとします。

3. 本条第 1 項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合、当社は、すでに支払われているサービス利用料(利用料金前納の場合のみ)のうち、廃止する本サービスについて、提供しない月数に対応する額を契約者に返還するものとします。

第 29 条(データの消去)

当社は、以下の場合、契約者の承諾なく当社の本サービス用設備内のデータを消去できるものとします。

(1)当該データが第 21 条(禁止事項)各号に該当またはかかる行為の原因、手段、結果になりうると当社が判断した場合。

(2)当該データが本サービスの提供に何らかの影響を及ぼし得ると当社が判断した場合。

(3)その他本サービスの提供上、当該データの削除が必要と当社が判断した場合。

2. 利用契約が第 11 条(契約者による解約)、第 12 条(当社による解約)および第 28 条(サービスの廃止)に該当し解約されたときには、当社は、本サービス用設備内にある契約者に関するデータを消去するものとします。

3. 契約者が登録したデータが第 13 条(提供するサービス)第 3 項の保管期間終了または本条第 1 項および第 2 項その他、何らかの事由により消去等されたことにより、契約者が不利益・損害等を被った場合においても、当社は何らの責任も負わないものとします。

第 30 条(データのバックアップ)

当社は、本サービス用設備の故障・停止時の復旧に備えて、契約者の登録したデータの複写を保管することがあります。ただし、本条項は、契約者の登録したデータのバックアップについての保証を行うものではありません。

第 8 章 損害賠償等

第 31 条(損害賠償)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本サービスを利用できない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、サービス利用料金の月額料金の 30 分の 1(年額定額料金の場合は 365 分の 1)に本サービスを利用できなかった日数を乗じた額(100 円未満は切捨て)を上限として、契約者に現実に生じた通常の直接損害を賠償します。なお、契約者が本条により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から 6 ヶ月に限るものとします。ただし、応答(レスポンス)速度の遅いことは、本サービスの利用ができない状態に該当せず、当社は、応答速度の遅さに対して一切責任を負いません。

2. 当社は、前項による損害賠償をサービス利用料との相殺をもって代えることができるものとします。
3. 天災地変等当社の責めに帰すべからざる事由により本サービスを提供できないことによって生じた損害、当社の予見可能性の有無に拘わらず特別の事情から生じた損害または逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます)について何らの保証も行わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任も負わないものとします。
5. 当社は、理由の如何にかかわらず、契約者が本サービス用設備のファイルに書き込んだ情報が削除されたことに起因して当該契約者に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
6. 本サービスの利用に関連し、契約者と第三者との間で紛争が発生した場合、契約者は自らの費用と責任において当該紛争を処理するものとし、当社は一切責任を負いません。当社が相手方とされた場合には、当社は、その紛争により負担する費用、損害賠償金等一切の債務を契約者に対し求償できるものとしおよび契約者はこの求償債務を異議なく支払うことを承諾するものとします。
7. 契約者が当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 32 条(免責事項)

本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した契約者もしくは第三者の損害について、本規約で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、契約者が本サービスや本サービス用設備に蓄積した情報やデータに対する、第三者による削除や改ざん等について、一切責任を負わないものとします。
3. 本条第1項および第2項の規定は、当社の故意または重大な過失による場合は適用されないものとします。
4. 当社は、当社が必要と判断する電子メールやファイルを契約者に送付することがあります。
5. 契約者が本サービスのために使用した電気通信サービスおよび I S P 接続サービス等の料金については、契約者が自らの責任において負担するものとします。

第 9 章 所有権、著作権等

第33条 (所有権)

本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号または当社が提供するサービスもしくはそれに付随する技術全般は、当社に帰属するものとします。

第 34 条(著作権等)

別段の定めのない限り、当社の提供するサービスに関する各コンテンツの著作権その他の知的財産権は当社または各コンテンツの主宰者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は当社に帰属するものとします。

2. 契約者は、本サービスの使用により享受される著作物等を、本規約および著作権法その他の法律で認められた範囲内でのみ使用するものとします。契約者が著作物等の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作権等を侵害した場合には、契約者がその責任を負うものとし、当社は、契約者のかかる違反または侵害により、当社が被害を被り負担する費用、損害賠償金等一切の債務を契約者に対し求償できるものとし、および契約者はその求償債務の支払いを異議なく承諾するものとします。

3. 契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、登録前の元々の著作権者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

第 10 章 雑則

第 35 条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 36 条(管轄裁判所)

本規約に関連して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

2. 前項の協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 37 条(契約者による第三者に対するサービスの提供)

契約者が本サービスを用いて、第三者に独自サービスを行う場合は、予め当社所定の方法により当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は、当該第三者に本規約を契約者と同様に遵守させるものとします。

第 38 条(当社による編集・出版)

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出・再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて、発表することがあります。この場合の一切の権利は当社に帰属するものとします。

第 39 条(契約終了後の措置)

第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項、第 17 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条第 1 項および第 2 項、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第

38 条、第 39 条、ならびにその他本契約終了後も効力が継続すると当社が判断する規定については、本契約終了後も有効に効力が存続するものとします。

付則 本規約は2020年4月1日から実施します。